

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による藤沢市新産業の森北部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

変更後		左に包括される区域		
町名	町名	字名	地番	
葛原	葛原	観音道	673の3	
			673の4	
		昭和台	773の2	
			773の3	
		773の5		
		773の9		
		774の3		
		775の5		
		787の2		
		787の7		
		788の1		
		788の7		
		789の4		
		790の2		
		791の1		
		791の4		
		793の1		
		793の4		
		794の1		
		794の3		
		794の4		
		794の5		
		794の6		
		794の7		
795の5				
795の6				
796の4				
797の3				

同	同	同	9 4 3 の 9
同	同	同	9 4 3 の 1 0
同	同	同	9 4 3 の 1 1
同	同	同	9 4 3 の 1 2
同	同	同	9 4 4
同	同	同	9 4 5 の 1
同	同	同	9 4 5 の 2
同	同	同	9 4 5 の 3
同	同	同	9 4 5 の 4
同	同	同	9 4 6 の 2
同	同	同	9 4 6 の 3
同	同	同	9 4 6 の 4
同	同	同	9 4 9 の 1
同	同	同	9 4 9 の 2
同	同	同	9 4 9 の 4
同	同	同	9 4 9 の 5
同	同	同	9 4 9 の 6
同	同	同	9 4 9 の 7
同	同	同	9 4 9 の 8
同	同	同	9 4 9 の 9
同	同	同	9 5 0 の 2
同	同	同	9 5 1 の 2
同	同	同	9 5 2 の 2
同	同	同	9 5 2 の 4
同	同	同	9 5 2 の 5
同	同	同	9 5 2 の 6
同	上記の区域に隣接介在する道路である公有地の一部		

備考 上記の土地の表示は，2016年（平成28年）10月11日現在の登記簿によるものである。

提案理由

藤沢市新産業の森北部地区土地区画整理事業の換地処分が行われるに当たり，字の区域を変更する必要が生じたので，地方自治法第260条第1項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

地方自治法施行令 抜粋

第179条 地方自治法第260条第1項の規定による処分で、……土地区画整理法による土地区画整理事業……の施行地区についてするものの効力は、……土地区画整理法第103条第4項（……）の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から……生ずるものとする。

土地区画整理法 抜粋

第103条

- 3 ……組合……は、換地処分をした場合においては、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 ……都道府県知事は、……前項の届出があつた場合においては、換地処分があつた旨を公告しなければならない。